

議案第36号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月13日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第5号

専 決 処 分 書

大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

大田原市長 津久井 富雄

大田原市税条例等の一部を改正する条例

(大田原市税条例の一部改正)

第1条 大田原市税条例(昭和30年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第47条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第52条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に改める。

第55条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第127条の3第2項第1号中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第13条の3第1号中「法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正前の地方税法」に改める。

(大田原市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大田原市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第94条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第94条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第94条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第94条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第94条の2の項中「第94条の2」を「第94条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第94条の2の項の項中「第94条の2」を「第94条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第94条の2の項の項中「第94条の2」を「第94条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同

表第7項の表第94条の2の項の項中「第94条の2」を「第94条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大田原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改正される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。